

## 岩手県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金交付要綱

制定 平成27年10月2日付け長第704号

改正 平成29年5月12日付け長第204号

改正 令和3年9月30日付け保福第280号

### (目的)

第1 介護サービスに従事する介護職員の確保及び資質の向上を図るため、介護職員初任者研修の受講に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において「介護職員初任者研修」とは、介護保険法施行令（平成10年政令第142号）第3条第1項第2号に規定する介護員養成研修事業者が実施する介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

### (対象事業)

第3 この補助金の対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 介護人材新規参入促進事業（介護の仕事に従事しようとする者に対し、介護職員初任者研修修了後、岩手県内に設置している介護保険法（平成9年法律第123号）による介護サービスを提供する事業所（以下「県内の介護事業所」という。）に就職し、介護職員として勤務した場合に当該介護職員初任者研修に係る受講料を補助する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 介護人材資質向上支援事業（県内の介護事業所を運営する法人に対し、介護職員として雇用している者（介護職員初任者研修を修了していない者に限る。）に介護職員初任者研修を受講させた場合に受講料を補助する事業をいう。以下同じ。）

### (補助対象者)

第4 この補助金の補助対象者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護人材新規参入促進事業 介護人材新規参入促進事業を実施する個人で、次に掲げる要件をいずれも満たすもの
  - ア 平成29年4月1日以降に介護職員初任者研修を修了した（修了証明書の交付を受けた）者であること。
  - イ 介護職員初任者研修修了後3箇月以内に県内の介護事業所に就職し、介護職員として3箇月以上勤務した者であること。
  - ウ 1週間の所定労働時間が20時間以上の者であること。

- エ 介護職員初任者研修の受講料を負担した者であること。
  - オ 介護職員初任者研修の受講料について、国、県又は市町村から補助金等を受けていない者であること。
- (2) 介護人材資質向上支援事業 介護人材資質向上支援事業を実施する法人で、次に掲げる要件をいずれも満たすもの
- ア 法人が運営する県内の介護事業所で介護職員として雇用している者（研修を修了していない者に限る。）に介護職員初任者研修を受講させること。
  - イ アに係る受講料を負担すること。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第5 第1に規定する経費及び補助額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第6 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる事項以外の変更とする。

- (1) 介護職員初任者研修受講料
- (2) 介護職員初任者研修受講者
- (3) 介護職員初任者研修実施機関

2 補助対象者は、前項に規定する軽微な変更を行う場合は、岩手県介護職員初任者研修受講支援事業変更届（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ期日)

第7 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(着手届)

第8 第4第2号に規定する補助対象者は、補助事業に着手したときは、速やかに岩手県介護職員初任者研修支援事業着手届（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第9 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助対象者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第10 補助対象者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了

の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第11 補助対象者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第12号）により知事に報告しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

別表第1（第5関係）

区 分	補助対象経費	補助額	備 考
介護人材新規参入促進事業	介護職員初任者研修の受講料（学則で規定されているものに限る。ただし、補講料及び追試受験料等は補助対象としない。）	補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。） 。ただし、60,000円を上限とする。	
介護人材資質向上支援事業	介護職員初任者研修の受講料（学則で規定されているものに限る。ただし、補講料及び追試受験料等は補助対象としない。）	補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。） 。ただし、介護職員初任者研修受講者1人につき60,000円を上限とする。	1 1事業所につき受講者5人までの申請を認めることとする。 2 途中で受講を中止した場合は、補助対象外とする。

別表第2（第12関係）

区分	条項	提出書類及び添付資料	提出部数	提出期日
介護人材 新規参入 促進事業	規則第4条の規定による書類	1 岩手県介護人材新規参入促進事業費補助金交付申請書（様式第1号） 2 在職証明書（様式第3号） 3 介護職員初任者研修修了証の写し 4 領収書等受講料の支払いが確認できる書類（あて名が受講者本人に限る） 5 補助金の振込口座が確認できる書類 6 その他知事が必要と認めるもの	各1部	別に定める
	規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	1 岩手県介護人材新規参入促進事業費補助金交付変更（中止、廃止）申請書（様式第5号） 2 その他知事が必要と認めるもの	各1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで
	規則第13条第1項の規定による書類	1 岩手県介護人材新規参入促進事業費補助金交付（完了報告）請求書（様式第7号） 2 その他知事が必要と認めるもの	各1部	補助金の交付の決定通知を受領した日（変更承認通知を受けたものについては、その通知を受けた日）から起算して14日以内又は交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日
介護人材 資質向上 支援事業	規則第4条の規定による書類	1 岩手県介護人材資質向上支援事業費補助金交付申請書（様式第2号） 2 在職証明書（様式第3号） 3 採用通知の写し、労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し 4 介護職員初任者研修受講計画書（様式	各1部	別に定める

	<p>第4号)</p> <p>5 補助金の振込口座が確認できる書類</p> <p>6 その他知事が必要と認めるもの</p>		
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	<p>1 岩手県介護人材資質向上支援事業費補助金変更(中止、廃止)申請書(様式第6号)</p> <p>2 在職証明書(様式第3号)(変更申請の場合のみ提出)</p> <p>3 岩手県介護職員初任者研修受講変更計画書(様式第4号)(変更申請の場合のみ提出)</p> <p>4 その他知事が必要と認めるもの</p>	各1部	当該事業の変更(中止、廃止)を行う日の14日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	<p>1 岩手県介護人材資質向上支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)</p> <p>2 岩手県介護人材資質向上支援事業費補助金請求書(様式第9号)</p> <p>3 在職証明書(様式第3号)</p> <p>4 介護職員初任者研修受講実績書(様式第4号)</p> <p>5 介護職員初任者研修修了証の写し</p> <p>6 領収書等受講料の支払いが確認できる書類</p> <p>7 その他知事が必要と認めるもの</p>	各1部	当該事業が完了した日(規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から起算して30日以内又は交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日